

第3章 良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第3項)

1. 全体方針

(1) 景観形成の目標

本市の景観特性と課題をふまえ、まちづくりの基本方針を示す「霧島市総合計画」における将来像「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」にふさわしい景観形成を目指すため、次のように目標を定めます。

大自然と人の営みがつくる 地域魅力の織りなす美しい霧島市

本市は、日本で最初の国立公園であり、日本ジオパーク*にも認定されている霧島連山、我が国随一の海域カルデラとして国立公園に指定されている錦江湾をはじめとする美しく雄大な自然に抱かれたまちです。

本市固有の美しさは、この豊かな自然の中で、人々の営みが創り出した歴史・文化・生業とともに形成された景観によるものであり、地域ごとにその魅力の在り様は多様です。

そのため、個性豊かな地域がそれぞれに輝きを放ちながら、それらが調和し、市全体として織りなすことにより、さらに美しく魅力ある霧島市ならではの景観形成を目指します。



錦江湾上空からの霧島市

(2) 景観形成の基本理念

景観形成の目標の実現に向けて、景観形成を進める上での3つの基本理念を掲げます。

自然への畏敬

本市は、山と海からなる大地に抱かれたまちです。この自然は人々に豊かな恵みを与えるだけでなく、時に災害をもたらすこともあります。先人たちは、この自然に対して畏敬の念を抱きながら、自然とともに生きてきました。

この「自然への畏敬の念」を基本とした、自然を大切にし、自然に寄り添う景観形成を目指します。

“個”の魅力の活用

本市は、多様な個性を持つ地域からなるまちです。それぞれの地域には、キラリと光る魅力ある資源が必ずあり、地域の人々が愛着を持って大切にしています。

この各地域が持つ「“個”の魅力」は、景観を通して多くの人々が目にすることができるものであり、景観形成を通して地域の人々が発信・活用することにより、活力ある地域づくりにつなげていくことを目指します。

身近な暮らしの環境づくり

本市の人々は、大地の美しさや力強さとともに、その大地の上で脈々と紡がれてきた、人々の営みが創り出す景観を暮らしの中で実感しており、多くの人はその景観を魅力あるものだと感じています。

この「魅力ある暮らし」を創り出している身近な環境も、本市の景観を形成する大きな要素であり、市民一人ひとりによる「身近な暮らしの環境づくり」を通じた景観形成を目指します。

(3) 景観形成の基本方針

本市の景観特性や課題、市民意識調査の結果等をふまえ、次の基本方針を掲げます。

<市民意識調査の結果等からみる景観形成のポイント>

- 山や川、海などの自然を守る取り組みが重要
- 桜島や霧島連山への眺望を楽しむ場づくりや、歩いて楽しめる賑わいのあるまちなか、散策や水遊びなど水辺に親しめる川づくりなど、良好な景観を楽しむ・活用する取り組みが重要
- 広い水田や茶畑などがつくる田園風景、歴史的な建造物や風情あるまちなみなど、今、見ることのできる景観を将来にも変わらず残していくことが重要

景観形成の基本方針

- I 霧島市固有の大地の美しさを感じられる景観形成**
- II 自然と調和した心地よさを感じられる魅力ある市街地景観形成**
- III 豊かさと温もりを感じられる色彩豊かな景観形成**
- IV 歴史・文化を未来へつなぐ景観形成**
- V 住民や地域が主体となった景観形成**

霧島連山をはじめとした山々、天降川水系などの河川や錦江湾など、本市には大地が創り出した美しい自然景観が見られます。このような自然景観を形成している樹林地や河川環境を適切に保全するとともに、貴重な生物の生息環境の保全を図ります。また山間地や河川などにおける環境保全に対する意識の向上を図ります。

本市では、北に霧島連山の山並み、南に錦江湾に浮かぶ桜島がそびえ、これらの雄大な自然景観への眺望は、市民に身近な「霧島市ならではの」の景観となっています。背景として見える、家々の屋根越しに見える、視界の開けた道路などから見通せるなど、多様な眺望景観を楽しめる展望場所の整備や、広域的な眺望に配慮した景観形成を図ります。

国分平野に形成された国分・隼人の市街地では、水平方向への広がりある景観とともに、その背後に連なる台地との境界の緑の帯、市街地内を流れる天降川の水辺など、水と緑に囲まれた自然を身近に感じられる景観特性を有しています。また、城山公園をはじめ、台地の上から市街地全体が見渡され、錦江湾と桜島を背景に、広々とした田園の中にある建物群としての市街地景観は市民になじみ深いものとなっています。

この恵まれた自然と調和した、まとまりと品格ある市街地景観を保全・形成するとともに、活力ある都市活動の促進や、身近な暮らしの中で賑わいや心地よさを感じられる地域づくりに取り組み、魅力ある市街地景観の形成を図ります。

また、それぞれの地域の中心を担っている商店街などでは、個々の地域の歴史や文化を大切にしながら、地域の人々に親しまれる活力ある地域づくりに取り組み、地域ごとの個性を育む景観形成を図ります。

国分平野や台地・丘陵地では、農地と集落、里山や樹林地等からなる里の景観が見られ、市域の大部分を占めています。これらは、それぞれの地域の風土や地形に応じて、特徴ある「農の景観」を形成しており、季節の移ろいにあわせ、その姿を変える彩りある景観であるとともに、自然と人の営みが創り出す豊かさと温もりを感じさせる景観となっています。

変わらない美しさとおもひを感じさせる景観として、これらの里の景観の保全・形成を図るとともに、「農の景観」を創り出す営農環境の確保や集落の活力維持に取り組みます。

また、丘陵地に広がる茶畑や錦江湾沿いのつば畑など、地域の風土とともにある生業が創り出す特徴的な景観や、霧島温泉郷や新川渓谷温泉郷などの温泉と自然と人の営みが創り出す特徴ある景観については、本市固有の文化的景観として次の世代に継承できるよう、

地域住民とともに保存・管理等に取り組みます。

その他、道路や河川沿い、公園など、多くの人々が利用する公共施設等において、植樹・植栽等に取り組み、美しく咲く花々や色づく樹木などによる色彩豊かな景観形成を目指します。

IV 歴史・文化を未来へつなぐ景観形成

市内には、天孫降臨等の神話・伝承に由来する社寺や歴史的な建造物が多く分布しているとともに、城下町や武家屋敷群の面影を残すまちなみなど、歴史・文化を今に伝える景観や地域資源が多く見られます。

長い時間の流れの中で培われた歴史・文化は、その地域の個性を支える重要な要素であり、これらの歴史的・文化的な地域資源を保全するとともに地域の魅力づくりに向けた活用を図り、未来へつなぐ地域づくりを進めます。

また、山ヶ野金山跡などの近代化産業遺産やその周辺で見られる特徴ある景観については、本市固有の歴史・文化を今に伝える景観として、地域住民とともに保存・活用に取り組みます。

その他、歴史や営みとともにある祭礼・行事については、地域固有の歴史・文化を感じさせる「ハレの景観*」として保全・継承するとともに、祭礼・行事の場となっている社寺や通り、またその周囲について、「ハレの景観」になじむ景観形成に取り組みます。

V 住民や地域が主体となった景観形成

景観形成の推進にあたっては、地域の歴史や文化によって育まれてきた良好な景観の維持・保全はもとより、地域の人々の連携・協力による新たな景観資源の創出や、既存の景観資源のさらなる魅力向上に向けた取り組みも重要です。

また、特別な景観資源がある地域だけではなく、一般的な住宅地であっても、そこに暮らす人々による日常生活の中での清掃活動や、敷地内の庭木・花々による緑化の推進などの身近な取り組みにより美しく清潔な魅力ある住宅地の景観を形成することができます。

このように、良好な景観の形成にはそこに暮らす人々の理解と協力が不可欠であることから、住民・事業者も含めた地域全体が一体となった主体的な取り組みを積極的に支援することにより、地域が本来持っている“力”を活かした景観形成を推進します。

2. 地域区別の景観形成方針

(1) 地域区分の考え方

景観計画区域をそれぞれの景観特性に応じ、ゾーン（面的区分）と軸・ルート（線的区分）に区分し、それぞれについて景観形成方針を定めます。

■ゾーン（面的区分）

地域の特性を活かした景観形成を進めるため、土地利用や地形的な特徴をもつ領域として、以下の区分を行います。

「景域」・・・同じ景観特性を持つ大きな領域。

「特徴的な景観を有する地域・地区」

・・・景域の中で、地域・地区レベルで特徴的な景観が見られる領域。

これらのうち、特にきめ細やかな景観形成を推進する必要がある区域については、地区住民等との協議の上、「育成地区」と位置づけます。

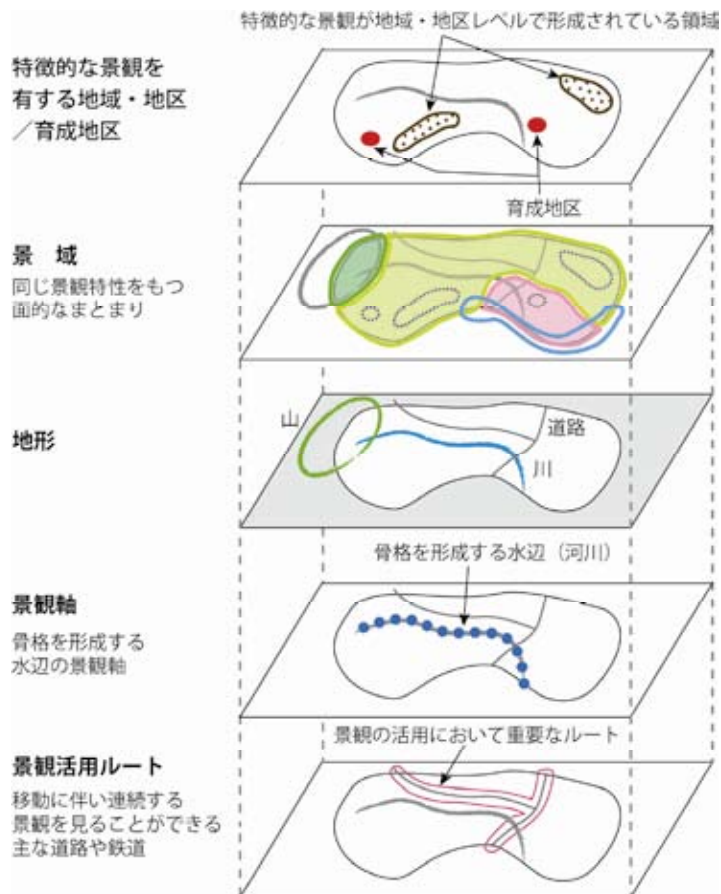
■軸・ルート（線的区分）

特徴的である連続した景観や、眺望性を示す要素として、以下の区分を行います。

「景観軸」・・・本市の骨格を形成し、連続する景観を形成している軸。

「景観活用ルート」

・・・景域間や重要な景観要素間を結び、移動とともに多様な景観を見ることができる景観活用の中心を担う道路、鉄道。



地域区分のイメージ